

保 税 蔵 置 場 の 許 可 に つ い て

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 被許可者の住所及び名称
東京都江東区清澄一丁目5番1号
株式会社帝国倉庫
(法人番号：2010601004842)
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社帝国倉庫 清澄営業所 保税蔵置場
東京都江東区清澄一丁目3番地1
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
1棟の一部 241平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物
- 5 許可期間
自 令和 6年6月 1日
至 令和12年5月31日

令和6年5月21日

東京税関長

源新 英明